

令和6年度 一般入学者選抜の選抜・評価方法

学校番号 51

千葉県立松戸六実高等学校 全日制の課程 普通科

1 期待する生徒像

本校の教育方針を理解し、志望する動機及び理由が明確であり、本校に適應する学力及び適性を有し、次のア、イのいずれかの項目に該当する者

- ア 学習意欲に溢れ、入学後も積極的に学習や特別活動に取り組む意志をもっていること。
- イ 部活動等で優れた実績または素質を有し、入学後も継続して活動する強い意志があること。

2 選抜資料

(1) 学力検査	5教科の学力検査の得点
(2) 調査書	中学校の校長から送付された調査書
(3) 学校設定検査 (自己表現)	次のア、イのいずれかを、出願時に志願者が選択 ア 文章による自己表現 実施形態：日本語で600～800字 検査時間：50分 イ 実技による自己表現 発表についての質疑 実施形態：個人で発表(ただし、種目により複数人数で実施) 次の実技のうち1つを選択 バドミントン(男女)・卓球(男女)・バレーボール(女) ・バスケットボール(男女)・剣道(男女)・柔道(男女) ・野球(男)・サッカー(男)・陸上競技(男女) ・硬式テニス(女)・軟式テニス(男女)・書道(男女) 検査時間：個人形態の実技：10分程度 集団形態の実技：20～30分程度 (種目により異なる)

3 評価項目及び評価基準

(1) 学力検査〔500点満点〕

評価項目	評価基準
5教科の得点合計	5教科(各教科100点満点)の合計500点満点で評価する。

(2) 調査書〔160点満点〕

アの数値に、エについて加点(上限25点)したものを調査書の得点とする。

評価項目	評価基準
ア 教科の学習の記録	各教科の評定の全学年の合計値にK=1を乗じた数値で評価する。 評定1または未評価の教科がある場合は、審議の対象とする。
イ 出欠の記録	3か年で30日以上欠席がある場合は審議の対象とする。
ウ 行動の記録	○が1つも無い場合は、審議の対象とする。
エ 特別活動の記録、部活動の記録及び特記事項	学級活動・生徒会活動・学校行事・部活動・その他の活動で特に積極的に取り組んだと認められる記述については加点する。
オ 総合所見	特に優れた内容と認められる記載がある場合は、総合的に判定する際の参考とする。

(3) 学校設定検査（自己表現）〔20点満点〕

次のア、イについて、それぞれ2名の評価者が、3つの評価項目ごとに、各評価基準に基づき、a（優れている）・b（標準的である）・c（問題がある）の3段階で評価する。

2名の評価者による、評価項目ごとの評価の組合せ(a a～c c)で得点化する。c cの評価の組合せがある場合、審議の対象とする。

ア 文章による自己表現

評価項目	評価基準
(ア) 内容	テーマを的確にとらえた文章になっている。 意見・理由・説明が具体的である。
(イ) 構成	文章の構成が分かりやすく論理的である。 各段落に内容的なまとまりがある。
(ウ) 表現・表記	文章表現が適切である。 文字・単語の表記が適切である。 字数・語数が適切である。

イ 実技による自己表現

評価項目	評価基準
(ア) 意欲・態度	当該種目に積極的・意欲的に取り組んでいる。
(イ) 基礎的技能	当該種目における基礎的技能を身に付けている。
(ウ) 専門的技能	当該種目における専門的技能を身に付けている。

4 選抜方法

(1) 選抜の方法

ア 「学力検査の得点」、「調査書の得点」及び「学校設定検査（自己表現）の得点」を全て合計した「総得点」により順位をつけ、選抜のための資料を慎重に審議しながら、次のパーセントまでを入学許可候補者とする。

(ア) 受検者数が募集人員以内のときは、受検者数の80パーセント

(イ) 受検者数が募集人員を超えるときは、募集人員の80パーセント

〈ア：総得点の満点の内訳〉

学力検査 の得点	調査書の得点		学校設定検査の得点	総得点
	評定(K=1)	加点	自己表現	
500点	135点	25点	20点	680点

イ 上記アで決まらなかった者については、「学力検査の得点」に、「調査書の得点」及び「学校設定検査（自己表現）の得点」に本校の定める係数（ $k_1=1$ 、 $k_2=2$ 、 $k_3=5$ ）を乗じて算出した得点を加えた「総得点」により順位をつけ、選抜のための資料を慎重に審議しながら、募集人員までを入学許可候補者とする。

〈イ：総得点の満点の内訳〉

学力検査の得点	調査書の得点		学校設定検査の得点	総得点
	評定(K=1、 $k_1=1$)	加点($k_2=2$)	自己表現($k_3=5$)	
500点	135点	50点	100点	785点

※ k_1 ：アの「調査書の各教科の評定の全学年の合計値にKを乗じた数値」に乘じる係数

※ k_2 ：アの「調査書の記載事項の加点」に乘じる係数

※ k_3 ：アの「学校設定検査の得点」に乘じる係数

※ k_4 ：アの「学力検査の得点」に乘じる係数

(2) その他

ア 自己申告書が提出された場合には、選抜資料に加える。ただし、提出されたことにより、不利益な取扱いをしない。

イ 入学許可候補者とした者のうち、隣接県公立高等学校入学志願者取扱協定による入学許可候補者数が、細部協定書の示す制限比率を超えていないことを確認する。

5 その他

過年度卒業者については、学校設定検査終了後、別途個人面接を行う。